

長屋の維持管理について

一体の建物として造られている長屋の屋根・外壁・柱・はりなどの共用部分については、区分所有者・占有者全員が管理責任を負う可能性があります。

建物の維持管理については、あらかじめ区分所有者・占有者全員で話し合い、修繕計画などを立て、適切に建物の維持管理に努めましょう。

- 長屋は、一部が空き住戸となっても、簡単に切り離し、解体することができません。
- 誰も住まなくなった住戸は、適正に管理ができず、そこから雨漏り等が発生し、劣化の原因になります。



みんなで話しあって
長屋を適切に管理
しましょう。



共用部分の考え方は、基本的には、マンションなどと同じです。

- 長屋の外壁等が落下し、第三者に危害を及ぼした場合は、区分所有者・占有者全員に損害賠償責任が及ぶ場合があります。



長屋の相談は空家対策課へ！！

空家対策課(空き家のワンストップ総合窓口)

電話 06-4309-3244(直通)

F A X 06-4309-3829

E-MAIL akiyataisaku@city.higashiosaka.lg.jp

